平成２４年（フ）第２１６号
大阪府泉佐野市俵屋394番地パールヴィラ秋香Ｂ103、住民票上の住所大阪府泉佐野市葵町３丁目９番６－２号
債務者　西脇久美子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
香川県坂出市築港町１丁目５番20号、申立時の住所香川県高松市牟礼町牟礼2413－４　レオパレス21八栗Ｋ２－104
債務者　山田　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０号
香川県木田郡三木町大字池戸2980番地11
債務者　美濃ユリ子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６１号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２－1112号
債務者　大泉　秀敏
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６６号
北海道苫小牧市字勇払158番地の15
債務者　姉崎　君夫
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３１号
千葉県八千代市高津東２丁目４番地２　サンボナール103
債務者　立野　雄士
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８０号
千葉市中央区椿森１丁目24番４号
債務者　齊藤　裕伸
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６９号
千葉県船橋市浜町２丁目２番１－705号
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７９号
千葉県市原市出津450番地10
債務者　地主　友樹
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９１号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住４棟41009号
債務者　吉野理津子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０６号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟625号、住民票上の住所千葉市花見川区幕張町５丁目417番地17　エステ・シティ海浜幕張３－802号
債務者　宮本　裕恵
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４５号
千葉県船橋市南本町23番２号　サザンハウス102号
債務者　竹内　伸吉
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７５号
千葉市中央区寒川町２丁目121番地６
債務者　佐々木博昭
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
名古屋市中川区花塚町２丁目48番地の２、住民票上の住所名古屋市中川区清船町１丁目１番地の９　メゾンナカ202
債務者　馬島　　恵
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５７号
愛知県小牧市中央３丁目195番地　東朝日コーポラス304号
債務者　杉山　仁美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０号
京都府京丹後市大宮町口大野1240番地の１
債務者　樋口　光記
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１６３号
兵庫県姫路市平野町41番地
債務者　安永　武司
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部